

所属する高専・大学・大学院名を記入

パスワード再発行時はこちらを選択

新規の場合は空欄

日付を記入

ネットワーク利用届

太枠内のみ記入してください。

届出年月日 年 月 日

届出区分		ユーザID記入欄 (※1 取消及び再登録の場合のみ記入)	
<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 再登録(パスワード再発行)			
氏名 (name)	姓 (Family name)	名 (given name)	
	フリガナ	こうだい	たろう
	漢字	工大	太郎
	Alphabet	koudai	tarou
所属※2	○○大学		
学籍番号	XX51006	※遠隔教育の実施、あるいは、教育機関に所属しない方は記入不要	
届出理由	1. 遠隔教育の受講 (a. 単位互換協定 b. 入学前教育 c. その他) 2. 遠隔教育の実施 (a. 単位互換協定 b. 入学前教育 c. その他) 3. その他 (a. 不要になったため b. その他)		

遠隔教育を受講するにあたり、アクセス元(利用場所)を記入してください

※取消の場合は以降記入不要

利用予定期間	1. 遠隔教育の期間 (終了後自動削除) 2. その他 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 末)
主な利用場所	1. 所属機関よりアクセス 2. 自宅よりアクセス 3. その他 ()
規則遵守	「九州工業大学情報セキュリティ・不正アクセス防止に関する規則」を読み、記載内容に同意します。
申請者署名 (直筆)	

※遠隔教育の受講の場合は以降記入不要

受入責任者 (本学所属※3)	所属 九州工業大学 (内線番号) 氏名
-------------------	----------------------

記入方法

「届出区分」を選択(チェック)し、届出年月日は必ず記入

※1 ユーザIDが不明な場合はメールアドレスを記入

※2 小中高校、高専、大学等の教育機関に所属しない方は、住所および連絡先を記入

※3 遠隔教育の実施の場合は、本学所属の受入責任者の記入が必要

直筆で氏名を記入(サイン)してください

※以下記入不要

管理部 署 記 入 欄	受付年月日	年 月 日	担当者	
	ユーザ名			
	初期パスワード			
	メールアドレス			
	登録年月日	年 月 日		
	その他備考			

1. 法令

- ・「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」他

2. 学内規則等

- ・「九州工業大学情報セキュリティ・不正アクセス防止に関する規則」（抜粋）

※ 正式版は <https://himawarijimut.kyutech.ac.jp/kit/kitintrahome.nsf/> にあります

（義務）

第6条 利用者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行において、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 基幹ネットワーク管理者、サブネットワーク管理者及び計算機管理者の指示に従わなければならない。
 - (2) 事故が生じたり欠陥を発見した場合は、速やかにサブネットワーク管理者又は計算機管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。
 - (3) 情報コンセントに計算機を接続して利用する場合は、その情報コンセントの管理者の指示に従わなければならない。
 - (4) 自己のパスワードは、適切に管理しなければならない。
 - (5) 他利用者のデータ／ファイルへ無断でのアクセス行為及び他人の個人情報の漏洩等、知的所有権の侵害並びに公序良俗に反する情報の取り扱いをしてはならない。
 - (6) 本学の計算機・ネットワーク施設(メールアドレスを含む)を用いた商取引をしてはならない。ただし、職員が本学の業務上必要な取引や、学生が教育職員の指導の下、教育研究上必要な物品及びサービスの購入にあってはこの限りではない。
 - (7) 本学の計算機・ネットワーク施設(メールアドレスを含む)を用いたニュースへの投稿、外部とのチャット及び掲示板に参加してはならない。ただし、学術的な教育研究を目的とし、「個人の意見である」と断った場合を前提とする環境においてはその限りではない。
 - (8) ウィルスの流布、攻撃、なりすまし、サイバーストーキングなどの犯罪行為をしてはならない。
 - (9) 本学の計算機にソフトウェアをインストールする場合は、計算機管理者の承認を得なければならない。
 - (10) 本学の計算機には、正規に取得したソフトウェア以外のインストールをしてはならない。
 - (11) 本学の計算機にインストールされたソフトウェアは、ライセンス契約に基づいた方法で利用しなければならない。
 - (12) 本学の計算機・ネットワーク施設を用いたWWW等による情報発信については、本学における教育研究、業務及び正式に認めた学内組織の活動に関するものとする。
- 2 教育を目的として利用する計算機システム(情報科学センター又は学科等の教育用計算機システム)では、学生は、計算機管理者の承認を得た場合を除き、自分で作成したもの以外のソフトウェアをインストールしてはならない。
- 3 本学のネットワークに接続する個人所有の計算機についても本条第1項を適用し、本学及び基幹ネットワーク管理者、サブネットワーク管理者及び計算機管理者は、接続したことによって計算機所有者及び利用者が不利益を受けた場合は、その責を負わない。

（罰則）

第10条 関係する法令等、対策基準に違反した者への罰則については、当該各号に定めるところによる。

- (3) 委託業者及びその他許可を得た者については、計算機システム(共同利用施設及び学科等の計算機システム)及び本学のネットワークの利用を禁止する。

- ・「九州工業大学情報セキュリティポリシー」（抜粋）

6-6 セキュリティに関する違反とその調査

- (4) 本学の職員(職員番号を付された者)及び学生(「学生番号を付された者」)は、その採用時または、入学時に、学内のすべての計算機及びネットワーク施設の利用について、次のことを周知した上で利用させるものとする。
 - ① 規則を遵守すること
 - ② ファイルや通信の内容を調査する場合があること。
 - ③ 計算機システムやネットワークの適切な運用のために、ファイルや通信内容を削除する場合があること。
- (5) 本学の職員・学生以外の者(職員番号・学生番号を付されない者)に、本学の計算機システムを使用させる場合は、その計算機システムを管理する組織の長が適切な管理を行う。